

第7期 海士町障がい福祉計画

第3期 海士町障がい児福祉計画

(案)



令和6年3月

海 士 町

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 計画の位置づけ 1
- 3. 計画の期間 1

第2章 本町の障がいのある人の状況

- 1. 町の人口の推移 2
- 2. 障がいのある人の状況 3
 - (1) 身体障がいのある人の状況 3
 - (2) 知的障がいのある人の状況 4
 - (3) 精神障がいのある人の状況 4
 - (4) 難病患者(指定難病がある人)の状況 6
 - (5) 利用している障がい福祉サービス 7

第3章 今後の障がい福祉サービスの見込み

- 1. 成果目標について 8
 - (1) 施設入所者の地域生活への移行 8
 - (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 9
 - (3) 地域生活支援の充実 9
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行等 10
 - (5) 障がい児支援の提供体制の整備等 11
 - (6) 相談支援体制の充実・強化等 11
 - (7) 障害福祉サービス等の質の向上 12
- 2. 障がい福祉サービスの種類別の見込量について(活動指標) 13
 - (1) 訪問系サービス 13
 - (2) 日中活動系サービス 13
 - (3) 居住系サービス 15
 - (4) 相談支援 16
 - (5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 16
 - (6) 地域生活支援の充実 17
 - (7) 福祉施設から一般就労への移行等 17
 - (8) 発達障がい者等に対する支援 17
 - (9) 障がい児支援の提供体制の整備等 17
 - (10) 相談支援体制の充実・強化等 18
 - (11) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築 18
- 3. 地域生活支援事業 18
 - (1) 相談支援事業 18
 - (2) 日常生活用具給付等事業 19

(3) 移動支援事業	19
(4) 地域活動支援センター事業(基礎的事業)	19
(5) 日中一時支援事業	19

第4章 計画の推進と進行管理

1. 庁内の推進体制	20
2. 町民や関係団体との連携	20
3. 国・県との連携	20
4. 計画の達成状況の進行管理	20

「障がい」の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字について、できる限りひらがなで表記していますが、国の法令や地方公共団体などの条例・規則に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については「害」の字を使用しています。これに伴い、本計画では「がい」と「害」が混在する表現になっています。

また、障がい者・障がい児については、できる限り、「障がいのある人」または「障がいのある子ども」と言い換えています。

「障がい」の考え方

平成23年の「障害者基本法」の改正により、「障がい」は「本人の心身の機能の状態が原因となり、生活の中で継続的に相当な制限が生じる」という「医学モデル」の考え方から、「本人の心身の機能の状態だけが原因ではなく、社会環境との相互作用や関係性の在り方によって、生活に制限が生じる」とする「社会モデル」の考え方に見直されました。これにより、例えば多機能トイレを設置する、段差を除去してスロープを作るなど、社会の在り方を変え、障がいのある人の生きづらさを軽減することができるようになります。

「障がい者」と「障がい児」の定義

「障がい者(障がいのある人)」とは、障がい者手帳を持っている人だけではなく、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいや高次脳機能障がいのある人も含む)、そのほか(難病がある人を含む)心や体の働きに障がいがある人のことをいいます。

本町では障がい者(障がいのある人)の定義は、障害者基本法、障害者総合支援法その他関連法令等の通知に基づくものとしています。よって本計画においての障がい福祉サービスの対象となる障がい者(障がいのある人)の範囲は、18歳以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者(発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む)、難病患者です。

また、障がい児(障がいがある子ども)の定義は、児童福祉法その他関連法令等の通知に基づく、18歳未満の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者(発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む)、難病患者です。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

海士町では、ノーマライゼーション(※1)等の理念を尊重し、障がいのある人もない人も、すべての人々が地域で生き生きと安心して暮らせるまちづくりを目指すために、また制度改正などの環境の変化に適応しつつ、障がいがある人の自己決定を尊重し多様化するニーズに応えるために、平成18年度から3年毎に第1期から第6期の「海士町障がい福祉計画」を策定してきました。さらに、平成30年4月施行の改正児童福祉法第33条の20により、障害児福祉計画の策定が規定されたことに伴い、本計画の中で、「第1期 海士町障がい児福祉計画」として盛り込み、一体化したものとして策定しました。

この度、現行の「第6期 海士町障がい福祉計画・第2期 海士町障がい児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間が終了することから、現状分析や国の基本指針等を踏まえつつ「第7期 海士町障がい福祉計画・第3期 海士町障がい児福祉計画」を策定し、海士町での障がい福祉の充実に向けた目標及び各見込量の設定などを行うことにより、これまで実施してきた取り組みの更なる推進を図ります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法(※2)第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定し、今後、海士町が進めていく障害福祉サービスの給付、その他支援施策の方向性及び目標を定めるものです。

また、障害のある人の支援については、様々な分野の取り組みを総合的かつ一体的に進める必要があることから、海士町における障がい者施策すべての方向性を明らかにした「海士町障がい者プラン」との調和を図りながら、国及び県の定める「基本指針」に即して策定します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

※1 ノーマライゼーション…障がいのある人もない人も、同じように暮らせる社会の実現に向けた取り組みのこと。

※2 正式名称:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第2章 本町の障がいのある人の状況

1. 町の人口の推移

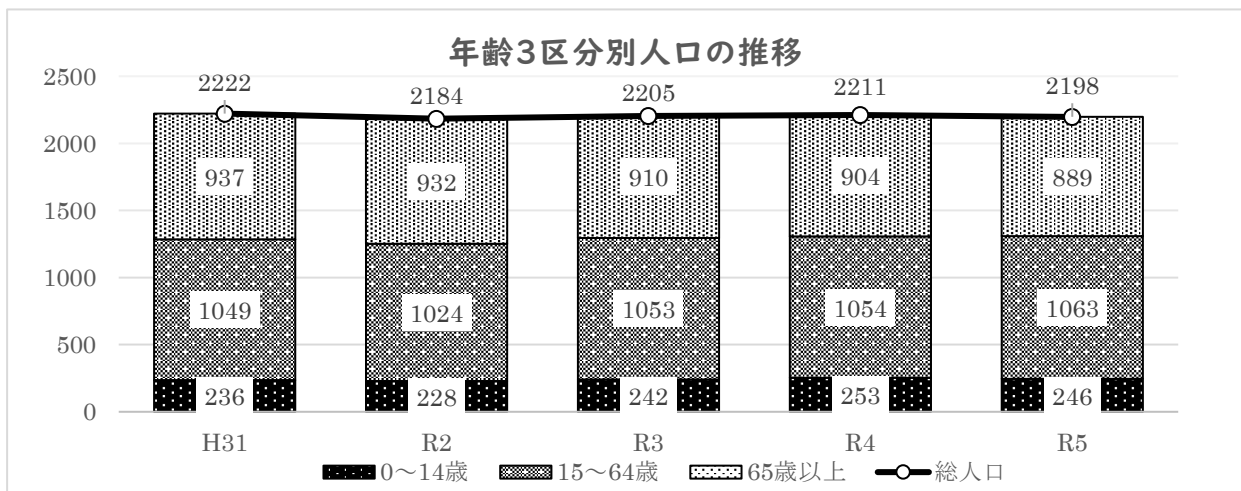
海士町における総人口は、増減を繰り返しながら緩やかに推移しており、平成31年から令和5年までの5年間で24人の減少となっています。このうち65歳以上の人口の割合(高齢化率)は、42.1%から40.4%と減少しています。一方、0歳~14歳の年少人口の割合は42.1%から40.4%、15歳~64歳の生産年齢人口の割合は47.2%から48.4%とやや増加していますが、全体人口の減少傾向は続いており、少子高齢化が緩やかに進行している状況です。

【年齢3区分別人口の推移】

単位:人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	2,222	2,184	2,205	2,211	2,198
0歳~14歳	236	228	242	253	246
15歳~64歳	1,049	1,024	1,053	1,054	1,063
65歳以上	937	932	910	904	889

資料:住民基本台帳(各年3月末時点)



資料:住民基本台帳(各年3月末時点)

※令和の元号は2019年5月1日より施行されました。これに基づき同年4月時点までは平成31年と表記しています。

2. 障がいのある人の状況

海士町における身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者の数は、令和5年3月末時点の合計が223人であり、令和3年以降と比較すると、全体数は減少傾向にあります。

障がい者・難病患者の推移

単位：人

区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	合計
令和3年	143	27	42	25	237
令和4年	144	27	45	27	243
令和5年	137	21	38	27	223
増減比	△4.2%	△22.2%	△9.5%	8%	△5.9%

※増減比・・・(令和5年÷令和3年-1)×100

資料：健康福祉課（各年3月末時点）

※この表における精神障がい者の数については、精神障害者保健福祉手帳を所持する人を計上しています。



(1) 身体障がいのある人の状況

海士町における身体障害者手帳の所持者数は令和5年3月末時点で合計137人であり、年齢別では65歳以上の高齢者が全体の9割以上となっています。障がいの種別では肢体不自由が全体のうち、65%と大半を占めています。また、等級別にみると「4級」が最も多く全体の約3割を占めています。

身体障害者手帳の等級別の所持者数

単位：人

区分	肢体不自由	聴覚・ 平行機能障害	視覚障害	音声・言語・ そしゃく機能障害	内部障害	合計	構成比
1級	8	0	6	0	19	33	24%
2級	21	1	3	0	0	25	18.2%
3級	15	1	0	0	2	18	13.1%
4級	37	4	1	0	5	47	34.3%
5級	4	0	2		0	6	4.4%
6級	4	3	1		0	8	5.8%
合計	89	9	13	0	26	137	100%
構成比	65%	6.6%	9.5%	0%	19%	100%	

資料：健康福祉課（令和5年3月末時点）

身体障害者手帳の年齢別の所持者数

区分	肢体不自由	聴覚・ 平行機能障害	視覚障害	音声・言語・ そしゃく機能障害	内部障害	合計	構成比
18歳未満	0	0	0	0	0	0	0%
18歳以上 65歳未満	5	0	0	0	3	8	5.8%
65歳以上	84	9	13	0	23	129	94.2%
合計	89	9	13	0	26	137	100%
構成比	65%	6.6%	9.5%	0%	19%	100%	

資料：健康福祉課（令和5年3月末時点）

障がいの状態や、個々の生活環境や能力などにより、日常生活にあまり支障がない人もいれば、生活全般において介助が必要な人がいるなど、身体障がいのある人を取り巻く状況はさまざまです。

全体としては高齢者が多く、介護保険のサービスでは賅えない部分を障がい福祉のサービスで補うこともあります。また、それぞれの障がいの種類や程度に応じた様々な制度を活用することにより、現在の生活を維持している人もおられます。

(2) 知的障がいのある人の状況

町内の療育手帳の所持者数は、令和5年3月末現在21人で、若干減少傾向となっています。このうち新規は1人、再転入・転入は0人となっています。

障がいの程度別ではA判定が7人、B判定が14人であり、このうち町内在住者は合計9人(A判定が1人、B判定が8人)と、町内では軽度の人が多くなっています。

町内在住者の状況としては、一般就労の人が4人、就労継続支援B型事業所の利用者が4人となっています。20歳代の若年層の人の利用もあり、一般就労に向けて模索しているところです。

一方で、仁万の里(隠岐の島町)などの島外施設利用者は12人(57%)と多く、施設利用者の高齢化に伴い、介護保険の施設への移行も課題の一つですが、施設の待機者が多いこともあり、家族は慣れた施設からの移動を希望しない現状があります。

療育手帳の所持者数

単位:人

区分	A(重度)	B(中・軽度)	合計	構成比
18歳未満	0	1	1	4.7%
18歳以上 65歳未満	4	10	14	66.6%
65歳以上	3	3	6	28.5%
合計	7	14	21	100%
構成比	33.3%	66.6%	100%	

資料:健康福祉課 (令和5年3月末時点)

(3) 精神障がいのある人の状況

精神障がいのある人(自立支援医療(精神通院費)受給者及び精神障害者保健福祉手帳所持者)は令和5年3月末現在51人で、3年前より2人減っています。このうち、町内で生活している人は40人、長期入院中(島外)の人が3人、施設入所中(島外)の人が8人います。

令和4年4月から令和5年3月までの新規は1人、再転入は1人ですが、転入者の多くは病状が不安定で転出に至る状況です。

障がい者雇用の義務化、障がいの種別の多様化により、障がいのある人が身近になる反面、受け皿の不足等で必要な支援を提供しきれないケースもあり、障がいへの理解や啓発が今後の課題といえます。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数と状況

単位:人

区 分		人数 ※()は町内再掲	
障がい者数	30代以下	6	
	40代	4	
	50~60代	23	
	70代以上	20	
	計	53	
	(再掲)うち自立支援医療受給者	44	
	(再掲)うち精神障害者保健福祉手帳所持者	38	
家族構成 及び 居住形態	独居	12	
	親または兄弟と同居	6	
	夫婦または子と同居	15	
	町内施設	7	
	入院・町外施設入所	11	
就労等	あり	在宅 一般就労・自営業等	10
		在宅/施設入所 さくらの家利用(うち、60歳以上)	8(5)
		その他作業所利用(A型・B型)	0
	なし	町内在住(うち、60歳以上)	19(12)
		入院・施設入所(うち、60歳以上)	12(10)
自立支援 医療機関	海士診療所	28	
	島前病院	4	
	隠岐病院	7	
	本土医療機関(通院)	10	
	長期入院者	3	

資料:健康福祉課 (令和5年3月末時点)

町内の就労継続支援B型事業所「さくらの家」は、知的障がい者も含め計13人が利用しており、うち自立支援医療(精神通院費)受給者証または精神障害者保健福祉手帳所持者は8人です。平成14年に共同作業所として開所以来、町内在住の障がい者の就労と交流の場となっており、グループホーム「あまの里」とともに存在意義は大きいです。また、利用者の収入源としても大きな役割を担っていますが、利用者の減少、高齢化により作業の人手不足も課題となっています。

一方で、在宅で生活している人で就労していない19人のうち、60歳以下は12人います。主婦等も含まれる中で就労希望者は少ない状況です。

「さくらの家」の通所者の中から、一般就労への希望が出ることもありますが、病状の安定や年齢などを考慮すると、一般就労への移行は難しい課題といえます。



(4) 難病患者(指定難病がある人)の状況

特定医療費(指定難病)受給者数は令和5年3月末現在27人で、8割以上の方が在宅療養をしています。指定難病は、原因・治療法等が確立していない病気ですが、専門医療機関を受診し、適切な治療を受けることにより、病気の進行を抑え、生活場面で生じる不自由を軽減する必要があります。しかし、本町が離島であることから、その通院に伴う身体的、経済的負担は大きくなっています。

治療法が確立していない進行性疾患のため、患者本人や家族の精神面に対する支援が求められます。また、地域住民の病気に対する理解も必要となります。

難病患者(指定難病がある人)の年代別内訳

単位:人

区分	小児慢性特定疾病医療 受給者証所持者数	特定医療費(指定難病) 受給者証所持者数	計	構成比
18歳未満	0	0	0	0%
18歳以上65歳未満		11	11	41%
65歳以上		16	16	59%
合計	0	27	27	100%
構成比	0%	100%	100%	

資料:健康福祉課 (令和5年3月末時点)

(5) 利用している障がい福祉サービス

単位：人

区分	施設又はサービス名	事業所所在地別内訳数	
訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルパー)	海士町	3
		隠岐の島町	7
日中活動系サービス	生活介護	松江市	1
		出雲市	1
		海士町	3
	基準該当生活介護	海士町	3
	就労継続支援(A型)	松江市	1
	就労継続支援(B型)	海士町	18
		西ノ島町	2
隠岐の島町		4	
療養介護	松江市	2	
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	西ノ島町	2
		隠岐の島町	2
		海士町	8
	施設入所	隠岐の島町	8
		松江市	1
		出雲市	1
相談支援	計画相談支援	海士町	18
		西ノ島町	2
		隠岐の島町	11
		松江市	4
		出雲市	1

資料：健康福祉課 (令和5年3月末時点)

第3章 今後の障がい福祉サービスの見込み



基本指針では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、施設入所からの地域生活移行者数などの成果目標を設定することが求められています。この成果目標は、基本指針を踏まえながら、地域の実情に応じた目標を設定することとされています。また、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を一層充実させるため、令和 8 年度までに必要とされるサービス見込量を設定し、そのサービス等が確保できるよう取り組みます。

1. 成果目標について

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【現状と課題】

障害者総合支援法の趣旨により、施設から地域生活への移行が進められています。このような状況の中、海士町では、施設での生活を希望している人も、地域での生活を希望している人も、それぞれ個々の希望に応じた選択ができる環境づくりを進めてきました。

また、平成 22 年 11 月より、町内のグループホーム「あまの里」（女性用 1 棟、男性用 1 棟）の開設により、障がいのある人が生活できる場が整備されました。今後は引き続き、利用者に応じたサービスや支援の充実が求められます。

【目標と取り組み】

年度末時点入所者数		【目標値】	【目標値】
R4 年度 (A)	R8 年度 (B)	削減見込 (A-B)	地域生活 移行者数
(人)	(人)	(人)	(人)
9	8	1	0

○地域生活移行者の増加:基本指針では、令和 4 年度末時点での施設入所者の 6%以上が地域生活へ移行することとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

○施設入所者の削減:基本指針では、令和 4 年度末時点の施設入所者から 5%以上削減することとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

施設入所者につきましては、利用実績やご本人ご家族の状況を踏まえると、新規の入所や高齢者施設等への移行は見込めないため、目標は 0 とします。

施設での生活を希望する人、あるいは地域での生活を希望する人、いずれについても、できる限り障がいのある人それぞれの希望に沿った対応をしていきます。

また、グループホームの確保については、利用対象者数の状況を考慮し、プライバシーに配慮したアパート形式・自立訓練用住居等、障がいの状態に応じた住居の検討を続けます。

また、地域生活に移行するための相談支援や、障がいのある人への理解を深めるための啓発活動、広報活動を行います。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○ 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

【現状と課題】

精神疾患はすべての人にとって身近な病気であり、障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりが求められています。現在、保健・福祉・就労支援等の関係機関により、定期的にカンファレンス等を実施しています。

【目標と取り組み】

今後も引き続き、町内外の相談支援事業所、グループホーム、障害者支援施設その他関係機関等との連携を図り、利用者のニーズを踏まえ、地域生活を支援する体制づくりに努めます。

※具体的な強化の内容は活動指標で設定します。

(3) 地域生活支援の充実

○ 地域生活支援拠点等の整備（コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築）

【現状と課題】

地域生活支援拠点とは、24時間の相談受付、緊急時等の受入・人的支援、さまざまな資源のコーディネート等を行うものです。現在、緊急時などには24時間対応し支援を行っていますが、地域生活支援拠点としての整備はされていません。

【目標と取り組み】

【目標値】 R8年度末 箇所数	【目標値】 R8年度 コーディネーター の配置人数	【目標値】 R8年度 検証及び検討の 実施回数	【目標値】 R8年度 強度行動障害を有 する者に関する支 援ニーズの把握 (有:1、無:0)	【目標値】 R8年度 強度行動障害を 有する者に関する 支援体制の整備 (有:1、無:0)
0	0	0	0	0

※具体的な整備の内容は活動指標で設定します。

地域自立支援協議会等の場を活用し、各相談支援事業所や、グループホーム、障害者支援施設等の関係機関と現状について検討し、利用者のニーズを踏まえ、必要な機能の整備を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等



【現状と課題】

現在の福祉施設利用者の中で、一般就労への移行の希望は出ていません。また、町内在住者で福祉施設から一般就労へ移行した人はここ数年いない状況です。

一般就労への移行には、希望する本人の意思だけではなく、就労先の受け入れ体制の構築に加え、生活面でのサポートも欠かせません。多方面での継続的な支援と多機関の連携が必要となりますが、現在、町内には一般就労への調整役を担う事業所がなく、また受け入れ先もありません。

【目標と取り組み】

①一般就労移行者数(※1)			②就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数			
令和3年度の一般就労移行者数	令和8年度の一般就労移行者数	【目標値】 一般就労移行比率	令和3年度の就労移行支援事業における一般就労移行者数	令和8年度の就労移行支援事業における一般就労移行者数	【目標値】 就労移行支援事業における一般就労移行比率	【目標値】 令和8年度一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合
(A)	(B)	(B)/(A)	(C)	(D)	(D)/(C)	
0人	0人	0倍	0人	0人	0倍	0%

※1…基本指針では、令和3年度実績の1.28倍以上とすることとなっているため、実績及び地域の実情を踏まえて設定しています。

③就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、B型事業を通じた一般就労への移行者数の増加(※3)					
令和3年度の就労継続支援A型事業における一般就労移行者数	令和8年度の就労継続支援A型事業における一般就労移行者数	【目標値】 就労継続支援A型事業における一般就労移行比率	令和3年度の就労継続支援B型事業における一般就労移行者数	令和8年度の就労継続支援B型事業における一般就労移行者数	【目標値】 就労継続支援B型事業における一般就労移行比率
(E)	(F)	(F)/(E)	(G)	(H)	(H)/(G)
0人	0人	0倍	0人	0人	0倍

※3…基本指針では、それぞれ令和3年度実績の1.31倍(就労移行支援事業)、概ね1.29倍(就労継続支援A型事業)、概ね1.28倍以上(就労継続支援B型事業)とすることとなっているため、これまでの本町での実績及び地域の実情を踏まえて設定しています。

④就労定着支援事業の利用者の増加、就労定着率の向上			
令和3年度の就労定着支援事業における利用者数	令和8年度の就労定着支援事業における利用者数	【目標値】 就労定着支援事業における利用者比率	【目標値】 令和8年度 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合
(I)	(J)	(J)/(I)	
0人	0人	0倍	0%

※3…基本指針では、就労定着支援事業所のうち、利用者数については令和3年度実績の1.41倍以上、また、就労定着率は7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすることとなっているため、これまでの本町での実績及び地域の実情を踏まえて設定しています。

現在の福祉施設利用者の状況により、利用実績が見込めないことから目標値はいずれも 0 とします。しかし就労継続支援 (B型) 事業所に通所中の人など、本人 (特に若年層の人) から希望が出た場合は、関係機関と連携して支援します。



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【現状と課題】

障がいのある子どもへの支援については、関係機関との連携を図りながら、主に乳幼児健診や療育相談事業などを通じて家族等からの相談受付などを行っています。

家族会より、就学後の発達支援の継続や、放課後および長期休暇の日中の預かり先に関する要望を受け、令和3年10月より「さくらの家」での日中の預かり体制を整えました (地域生活支援事業、療育事業)。また重症心身障がい児、医療的ケア児については現在、町内に対象児童がいない状況です。

【目標と取り組み】 ※具体的な整備の内容はいずれも活動指標で設定します。

項目	令和8年度末の 目標値 (有:1、無:0)	考え方
① 児童発達支援センターの設置	0	基本指針では、各市町村に少なくとも1か所以上設置するとされています。(圏域設置可)
② 保育所等訪問支援等の活用	0	基本指針では、全ての市町村において障がい児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン) 推進体制を構築することとされています。
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	0	基本指針では、各市町村に少なくとも1か所以上確保するとされています。
④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	0	
⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定	0	基本指針では、令和8年度末までに県、圏域、市町村に関係者による協議の場を設置し、コーディネーターを配置することとされています。
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0	

障がいのある子どもと家族に対しては、町内で利用できる専門的な事業所がない実情も踏まえ、相談支援や情報提供に努めます。また、今後も引き続き家族等からの要望に応じて、その都度、関係機関等と連携し、必要な支援を検討していきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

○ 市町村ごとの総合的・専門的な相談支援の実施及び

地域の相談支援体制の強化に向けた取組

【現状と課題】

町内在住の人は町内の相談支援事業所 2 箇所 (海士町障害者相談支援センター、相談支援事業所ウェブ) のいずれかにおいて計画作成を行っています。また、町外在住の人は居住地の近くに位置する相談支援事業所において計画作成を行っています。

【目標と取り組み】 ※具体的な体制の内容は活動指標で設定します。

項 目	令和 8 年度末の目標値 【有:1 無:0】	考 え 方
基幹相談支援センターの設置	0	基本指針では、令和 8 年度末までに各市町村に基幹相談支援センターを設置することとされています。(圏域設置可)

町内の各世代の人の不安や悩みに耳を傾けるとともに、利用者一人ひとりに応じたサービス等利用計画の作成や、希望する人に対して地域移行支援及び地域定着支援を行うことができるよう、相談支援事業所をはじめとする関係機関や各課との連携強化に努めます。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

【現状と課題】

町内では月に 1 度、関係機関で合同カンファレンスを実施し、個々のケースの状況などについて担当者間で随時相談及び情報共有を行っています。

【目標と取り組み】 ※具体的な体制の内容は活動指標で設定します。

項 目	令和 8 年度末の目標値 【有:1 無:0】	考 え 方
障害福祉サービス等の質の向上(計画的な人材育成の推進)	1	基本指針では、県による相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)修了者数の見込を定めることとされています。また、県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定することとされています。

引き続き、町内の障がい者施設、相談支援事業所などの関係機関と密に連携を図り、障がいのある人及び家族の意向を把握し、的確な対応に努めます。また、地域自立支援協議会などの場を活用し、町内の障がい福祉サービスについての検討を行っていきます

2. 障がい福祉サービスの種類別の見込量について(活動指標)

障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な目標として、1カ月当たりの見込量を設定します。

(1) 訪問系サービス



【現状と課題】

現在、町内の居宅介護の実利用者は2人で、その他の訪問系サービスの利用者はいません。町内で居宅介護事業所は1か所のみ(海士町社会福祉協議会)ですが、障がいのある人の利用が少ないため、現段階では町内のニーズを満たしていると考えます。一方で、海士町社会福祉協議会においてはヘルパーの人材不足が問題となっています。

【目標と取り組み】

種類		R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	利用者数(人)※1	3	3	3
	利用時間数(時間)※2	20	20	20
重度訪問介護	利用者数(人)	0	0	0
	利用時間数(時間)	0	0	0
同行援護	利用者数(人)	0	0	0
	利用時間数(時間)	0	0	0
行動援護	利用者数(人)	0	0	0
	利用時間数(時間)	0	0	0
重度障がい者等包括支援	利用者数(人)	0	0	0
	利用時間数(時間)	0	0	0

※1「人」…月間の利用人数

※2「時間」…月間の利用人数に1月あたりの平均利用時間数を乗じた数値

今後、利用者が増加する可能性を考慮し、目標としては居宅介護を3人と設定します。(その他のサービスにつきましては現在、町内で提供できる体制がないため目標としては設定しません。)町内では、居宅介護サービスが提供できる事業所は海士町社会福祉協議会の1ヶ所のみです。現在は障がいのある人の利用は全体数が少ないため対応ができていますが、今後、障がいのある人の利用希望が増加した場合は、サービス提供に支障をきたすことも起こり得ます。地域自立支援協議会などの場を活用しながら関係機関と連携し、対応策を検討していきます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護等サービス



【現状と課題】

生活介護については、施設入所者が日中活動のために利用する場合が一番多く、9人の利用者がいます。また、基準該当生活介護の利用者は3人です。(「基準該当生活介護」とは、介護保険法による指定通所介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護を提供するものです)。

また、町内には、就労継続支援(B型)事業所があり、現在18人が利用しています。若年層の人の利用もあるため、一般就労へとつながるような支援の必要性が高まっています。

【目標と取り組み】

サービス名		R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	利用者数(人)	10	10	10
	利用時間数(人日分)	220	220	220
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0
	利用時間数(人日分)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	0	0	0
	利用時間数(人日分)	0	0	0
就労選択支援	利用者数(人)	0	0	0
	利用時間数(人日分)	0	0	0
就労移行支援	利用者数(人)	0	0	0
	利用時間数(人日分)	0	0	0
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	0	0	0
	利用時間数(人日分)	0	0	0
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	20	20	20
	利用時間数(人日分)	440	440	440
就労定着支援	利用者数(人)	0	0	0

令和5年度現在の利用者をもとに、月平均利用日数(22日)を乗じたものを、サービス支給量の見込量とします。

引き続き、基準該当障害福祉サービスや、近隣の町のサービス利用の支援をします。就労継続支援(B型)は、「さくらの家」との連携を取りながら支援を行います。また利用者の意向を把握し、的確な対応に努めます。

② 療養介護

【現状と課題】

町内に療養介護を提供できる施設はありませんが、隠岐島外で利用している人が2人います。現段階では要望に対して充足していると考えます。



【目標と取り組み】

サービス名		R6年度	R7年度	R8年度
療養介護	利用者数(人)	2	2	2

サービス支給量の見込量は令和5年度現在までの実績をもとに設定します。

引き続き、利用者の意向を把握し、各機関と連携を取りながら的確な対応に努めます。

③ 短期入所

【現状と課題】

短期入所については、近年、利用者数に大きな変動はなく、今後も同様に推移していくと考えます。短期入所を利用する人の主な目的としては、本人や家族の休息である場合や、施設やグルー



プホームへの入所に向けた生活体験である場合、あるいは島外の学校へ通学するために普段は寮で生活している学生が休日に利用する場合などさまざまです。

町内ではグループホーム「あまの里」で利用できますが、障害支援区分の高い人や常時介護を必要とする人については、現在のところ利用ができる状況にありません。また、海士町在宅支援事業を活用し、特別養護老人ホーム諏訪苑を利用する方法もありますが、介護保険の利用者が優先となるため、必要な時に利用ができない場合があることや、障がいの状態などの状況により対応できない場合があることが課題となっています。

【目標と取り組み】

サービス名		R6年度	R7年度	R8年度
短期入所 (福祉型)	利用者数(人)	1	1	1
	利用日数(人日分)	3	3	3

サービス支給量の見込量は令和5年度現在までの実績をもとに設定します。

障がいのある人から希望があったときに、施設側がスムーズに受け入れできるよう、引き続き関係機関との連携強化を図ります。また、障害支援区分の高い人や常時介護を必要とする人についての緊急時の対応(一時預かりなど)についても、地域自立支援協議会等の場を活用しながら検討していきます。

(3) 居住系サービス



【現状と課題】

海士町では、これまでに障がいのある人からの「町内で暮らしたい」という要望に対応するためにグループホーム等の整備を行ってきました。本町の施設利用者は現在9人で、グループホーム利用者は10人です(このうち町内のグループホーム「あまの里」の利用者数は8人です)。一方で、施設入所支援のサービスを提供できる事業所が町内にないため、施設入所を必要とする人は隠岐圏域内あるいは本土の施設を利用しています。

【目標と取り組み】

サービス名		R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	利用者数	0	0	0
共同生活援助(グループホーム)		10	10	10
上記のうち重度障がい者		0	0	0
施設入所支援		8	8	8

サービス支給量の見込量は令和5年度現在までの実績をもとに設定します。

本町の施設利用者については、現在、地域生活への移行を希望する人がいない状況です。このため、共同生活援助(グループホーム)の利用者数及び施設入所者数については横ばいとなる見込みです。今後、障がいのある人から希望があれば、その都度必要に応じて自宅や共同生活援助(グループホーム)への移行の支援をしていきます。

(4) 相談支援



【現状と課題】

相談支援については、平成 27 年 4 月以降、すべての障がい福祉サービス利用者に対してサービス等利用計画の作成が必要となりました。

本町には「海士町障害者相談支援センター」と「障害者相談支援センター ウェーブ」の計 2 つの相談支援事業所があります。町内在住のサービス利用者については、この 2 つの相談支援事業所にて計画を作成しています。また、町外在住のサービス利用者については、居住地から距離が近い場所にある相談支援事業所にて作成しています。

【目標と取り組み】

サービス名		R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	利用者数	6	6	6
地域移行支援		0	0	0
地域定着支援		0	0	0

計画相談支援の利用者数は、令和 5 年度現在までの実績により、障害福祉サービス利用者についての計画の作成、およびモニタリングを行う対象者数を見込みます。

サービスを利用する人、一人ひとりの希望に応じたサービス等利用計画の作成や、地域移行支援及び地域定着支援を進めるよう、各相談支援事業所との連携強化に努めます。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場

【目標と取り組み】

種類	R6年度	R7年度	R8年度
開催回数	1	1	1
関係者の参加者数	10	10	10
目標設定及び評価の実施回数	1	1	1

見込量は令和 5 年度現在までの実績をもとに設定しています。

○ 各サービス利用者のうち精神障がい者の利用者数

【目標と取り組み】

種類		実績： 令和4年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域移行支援	利用者数	0	0	0	0
地域定着支援		0	0	0	0
共同生活援助		7	7	7	7
自立生活援助		0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）		0	0	0	0

見込量は令和5年度現在までの実績をもとに設定しています。

(6) 地域生活支援の充実

種類		R6年度	R7年度	R8年度
地域生活支援拠点等	設置個所数	0	0	0
コーディネーター	配置人数	0	0	0
機能の充実に向けた検証及び検討	実施回数	0	0	0

見込量は令和5年度現在までの実績をもとに設定しています。

(7) 福祉施設から一般就労への移行等

種類	令和8年度
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	0

見込量は令和5年度現在までの実績をもとに設定しています。

(8) 発達障がい者等に対する支援

種類		R6年度	R7年度	R8年度
発達障がい者地域支援協議会	開催回数	0	0	0
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	実施者数	0	0	0
ペアレントメンター	人数	0	0	0
ピアサポートの活動	参加人数	0	0	0

見込量は令和5年度現在までの実績をもとに設定しています。



(9) 障がい児支援の提供体制の整備等

サービス名		R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	利用児童数	0	0	0
	利用日数	0	0	0
放課後デイサービス	利用児童数	0	0	0
	利用日数	0	0	0
保育所等訪問支援	利用児童数	0	0	0
	利用日数	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数	0	0	0
	利用日数	0	0	0
障害児相談支援	利用児童数	0	0	0
医療的ケア児等に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーター	配置 人数	実績: 令和4年度	0	0
		0		

見込量は令和5年度現在までの実績をもとに設定しています。

(10) 相談支援体制の充実・強化等

種類		R6年度	R7年度	R8年度
基幹相談支援センターの設置	有:1 無:0	0	0	0
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件数	0	0	0
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件数	0	0	0
地域の相談機関との連携強化の取組	実施回数	0	0	0
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	有:1 無:0	0	0	0

見込量は令和5年度現在までの実績をもとに設定しています。

(11) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

種類		R6年度	R7年度	R8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加	人数	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有体制	有:1 無:0	0	0	0
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	実施回数	0	0	0

見込量は令和5年度現在までの実績をもとに設定しています。

3. 地域生活支援事業

地域生活支援事業の見込量については、現状の数量をもとに算出します。また成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業などの以下に表記していない事業は、近年実績がなく、また現在は希望する人がいない状況のため、目標としては設定していません。障がいのある人から希望があれば、その都度、関係機関と連携して必要な支援を行います。

(1) 相談支援事業

【目標と取り組み】

事業名		R6年度	R7年度	R8年度
障害者相談支援事業	事業所数	2	2	2

障がいのある人や、その保護者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障がい福祉サービスの利用支援などを行うことや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

(2) 日常生活用具給付等事業



【目標と取り組み】

種類		R6年度	R7年度	R8年度
日常生活用具	介護・訓練支援用具	1	1	1
	自立生活支援用具	1	1	1
	在宅療養等支援用具	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具	1	1	1
	排泄管理支援用具	18	18	18
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	1	1

障がいのある人に対し、日常生活用具を給付または貸与することなどにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する取り組みを行います。

(3) 移動支援事業



【目標と取り組み】

事業名		R6年度	R7年度	R8年度
移動支援事業	実利用者数	3	3	3

障がいがある人が原因で、屋外での移動が困難な人へ外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

(4) 地域活動支援センター事業(基礎的事業)



【目標と取り組み】

事業名		R6年度	R7年度	R8年度
地域活動支援センター事業	事業所数	1	1	1

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がいのある人の地域生活の充実を図ります。

(5) 日中一時支援事業



【目標と取り組み】

事業名		R6年度	R7年度	R8年度
日中一時支援事業	事業所数	1	1	1

障がいのある人の日中における活動の場の確保と、介護をしている家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行います。

第4章 計画の推進と進行管理



1. 庁内の推進体制

庁内関係各課と連携を図り、この計画の推進に努めます。

2. 町民や関係団体との連携

本計画を推進することにより、本町の障がいのある人が暮らしやすい社会を実現し、障がいのある人のニーズに沿う施策としていくためには、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体や民生委員・児童委員、社会福祉協議会など、地域の多くの関係団体等の協力が必要不可欠です。本町では、町内外の関係団体と相互に連携を図り、本計画の推進に努めます。

3. 国・県との連携

本計画を推進するためには、国や県との連携が必要不可欠です。

引き続き、国や県の指導及び支援を受け、本計画を推進するとともに、地域の課題については、積極的に提言や要望を行なっていきます。

4. 計画の達成状況の進行管理

本計画に掲げる施策は、関係機関と連携を図りながら推進に取り組んでいきます。また、定期的に進捗状況を把握し、結果を踏まえつつ、年度毎に海士町地域自立支援協議会において達成状況の点検及び進行管理を行います。